

社会福祉法人にこにこ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にこにこ会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、年度末にまとめて、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤理事長に対しては、報酬を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、当法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には会議等参加報酬以外は支給しない。

- (1) 報酬、会議等参加報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額・日額の範囲内とする。
- (2) 月額の報酬は毎月10日払いとし、会議等参加報酬は年度末にまとめて別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

3 常勤役員の報酬は日額とし、年度末に別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

4 非常勤役員に対しては、報酬を支給し、金額は次のとおりとする。

- (1) 報酬、会議等参加報酬は、別表第4に定める1人当たりの月額・日額の範囲内とする。
- (2) 月額の報酬は毎月10日払いとし、会議等参加報酬は年度末にまとめて別表第4に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 当法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. 平成29年10月23日最終改訂

別表1 評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2,000円
年間総額(合計)	300,000円

同日会議開催の場合は重複して支払わないこと

別表2 常勤理事長の報酬

役職	役員報酬額
理事長	月額 100,000円
理事会等会議への出席	日額 4,000円
年間総額	1,800,000円

同日会議開催の場合は重複して支払わないこと

別表3 常勤役員の報酬

	日額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2,000円
年度総額(1人当たり)	40,000円

同日会議開催の場合は重複して支払わないこと

別表4 非常勤役員等の報酬

役職	役員報酬額
週平均30時間未満	月額 50,000円以内
監事監査等への出席	日額 4,000円
理事会等会議への出席	日額 4,000円
年度総額(1人当たり)	640,000円

同日会議開催の場合は重複して支払わないこと